

# 労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、

**「国籍・地域」と「在留資格」**の記入が必要です。

在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

### 国籍・地域

**見本**

在留カード  
在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

### 在留資格

**見本**

在留カード  
在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

## 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動類型を確認し、下表のうち、あてはまる活動類型を1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動類型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定活動(ワーキングホリデー)</li> <li>・ 特定活動(EPA)</li> <li>・ 特定活動(高度学術研究活動)</li> <li>・ 特定活動(高度専門・技術活動)</li> <li>・ 特定活動(高度経営・管理活動)</li> <li>・ 特定活動(高度人材の就労配偶者)</li> <li>・ 特定活動(建設分野)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定活動(造船分野)</li> <li>・ 特定活動(外国人調理師)</li> <li>・ 特定活動(ハラル牛肉生産)</li> <li>・ 特定活動(製造分野)</li> <li>・ 特定活動(就職活動)</li> <li>・ 特定活動(その他)</li> </ul>
-----------	--	--

**見本**

## 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例)技能実習1号イ など

# 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

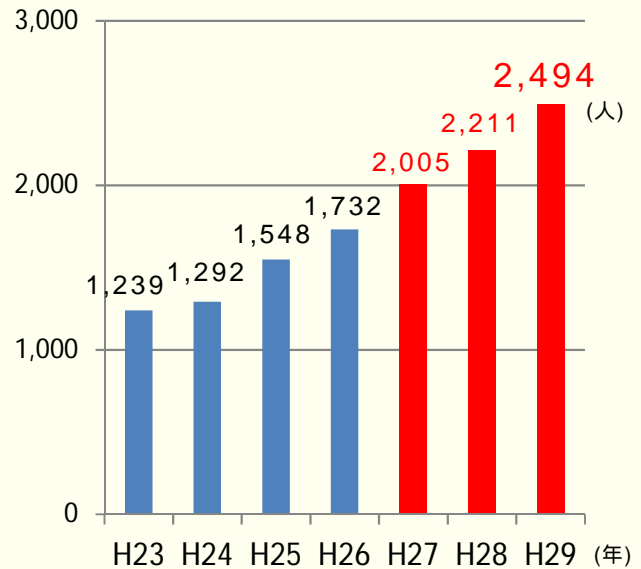
近年、外国人労働者の増加に伴い外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者が労働災害に被災しないため、また労働災害の加害者とならないためにも、外国人に配慮した適切な安全衛生教育を実施するとともに、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらう工夫が必要です。



## 外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



資料出所：厚生労働省「労働者死傷病報告」

### 外国人労働者のための

## 安全衛生教育等自主点検表



1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。 （雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	<input type="checkbox"/>
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	<input type="checkbox"/>
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示等を理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	<input type="checkbox"/>
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示等について、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままで従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

### ！労働災害が発生してしまったときは...

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（裏面を参照してください）。  
（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

